

表面分析技術士認定規定

(位置づけ)

第1条 本認定規定は、標準化活動部会運営規則に基づき表面分析研究会標準化活動部会が定める。

(目的)

第2条 表面分析研究会では、実用的な表面分析実務を行う経験と能力のある者を「表面分析技術士」(英語名称: Surface Analyst Accredited)として認定し、表面分析技術の維持・向上に資するとともに技術の発展・標準化に寄与する。

(認定範囲)

第3条 下記の技術分野に関する分析実務・理論構築・標準化を認定範囲とする。

1. X線光電子分光法 (XPS: X-ray Photoelectron Spectroscopy)
2. オージェ電子分光法 (AES: Auger Electron Spectroscopy)
3. 二次イオン質量分析法 (SIMS: Secondary Ion Mass Spectrometry)
4. 電子線マイクロアナライザ (EPMA: Electron Probe Micro Analyzer)
5. 走査プローブ顕微鏡法 (SPM: Scanning Probe Microscopy)

(準備認定委員の指名)

第4条 認定業務をはじめに際して、準備認定委員会を組織し、委員には標準化活動部会委員長が推薦し、幹事会が承認した若干名をあてる。第2回認定委員会以降は、準備認定委員は認定委員として扱う。

(準備認定委員会の職務)

第5条 必要に応じて認定委員の数を増やすことができる。その場合は、標準化活動部会

を通じて幹事会の承認を得る。ただし、委員総数は3名以上6名以下とする。また、第1回認定委員会を開催し、表面分析技術士を認定することができる。

(表面分析技術士の認定)

第6条 認定委員は本規定10条にしたがって、表面分析技術士として経験と適格な能力を有すると判断される者を認定する。ただし、第1回認定委員会では準備認定委員がこの任にあたる。

(被認定者の要件)

第7条 表面分析技術士の認定を希望する者は、第3条に示す認定範囲に関して実務経験を客観的に示す付属資料を標準化活動部会に認定申請書とともに提出する。なお、付属資料の様式は定めない。また、研究会内外の表面分析に関する有識者の推薦状をもって付属資料に代えることができる。さらに実務経験を客観的に示す学術誌への掲載論文等の資料に加えて、以下の条件を満たすことを必須とする。

1. 表面分析研究会主催のISOセミナーへの出席
2. 表面分析研究会が主催する研究会や国際会議等での発表
3. 表面分析研究会が発刊する研究会会誌への記事掲載

(認定申請手続き費用)

第8条 認定希望者は、申請時に認定申請費用として3,000円に消費税及び地方消費税を追加した金額を標準化活動部会に納入する。納入方法は、標準化活動部会が別途定める。

(認定委員会、委員の変更)

第9条 標準化活動都会は、認定委員（第1回は準備認定委員）に認定委員会の開催を指示する。開催頻度は原則として年1回とするが、追加開催等は標準化活動部会が判断できるものとする。委員会は、認定委員が構成し、オブザーバーとして標準化活動部会委員が立ち会うことができる。

2. 認定委員会は、認定委員の数を検討し、総数3名以上6名以下になるように認定委員を推薦し、標準化活動部会を通じて幹事会の了解を得る。また、委員の事情により変更が必要な場合は、委員の変更を標準化活動部会を通じて幹事会にはかり承認をえることとする。

(認定)

第10条 認定委員会（第1回は準備認定委員会）は、第7条に基づき提出された資料により認定申請者の適格性を判断し、適否を標準化活動部会に報告する。なお、適格性は、委員会構成委員の3分の2以上が認めた場合に「可」と判断する。「否」の判断をする場合は、その理由を添えて標準化活動部会に報告する。

(認定書)

第11条 標準化活動部会は、第10条により適格と判断された認定申請者に対して認定書を配布するとともに、研究会会誌またはホームページ上に認定者を公開することとする。

(認定範囲の変更)

第12条 認定者は第3条に示す範囲で認定されるが、その認定範囲を変更したい場合は、第7条、第8条に準じて変更申請する。なお、変更時の申請手続き費用は1,000円に消費税及び地方消費税を追加した金額とする。
(規定の変更)

第13条 本規定の変更は、認定委員会または標準化活動部会の承認を得て標準化活動部会委員長が行う。

(その他)

第14条 その他必要事項は、認定委員会および標準化活動部会で審議の上決定する。

(細則・内規)

第15条 本規定を実施または変更するために必要な細則および内規は、標準化活動部会の承認を得て、標準化活動部会委員長が定める。

付則 本運営規則は平成14年4月18日より施行する。

付則2 平成24年7月18日改訂

付則3 平成27年7月5日改訂